

発表日 2022年3月24日

解体・改修工事を行う際の石綿（アスベスト）に関する規制が段階的に強化されています。

改正大気汚染防止法により、令和3年4月から石綿（アスベスト）に関する規制が強化されたことから、ビル等の大規模建築物の解体改修工事だけでなく、一戸建て住宅の工事やマンションのリフォーム等についても規制対象となる場合が増えています。

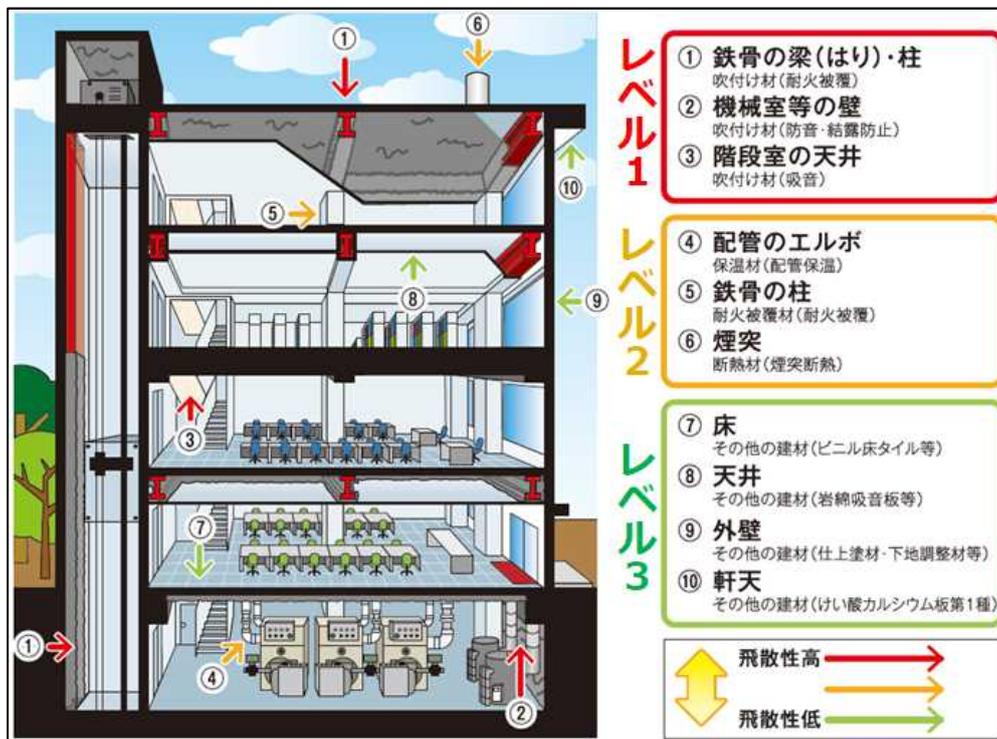
また、令和4年4月からは、建築物等に使用されているアスベストを含む建材（石綿含有建材）の事前調査結果の報告制度が開始されるところです。

関係事業者はもとより、市民の皆様にも同制度をご理解いただき、社会全体でアスベストの飛散防止に取り組んでいただくようお願いします。

石綿（アスベスト）とは

- 石綿（アスベスト）は、耐火、断熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから多くが建築材料に使用されてきました。
- 吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものは建築物等に残存しています。

【建築物にアスベストが使用されている可能性がある部位（例）】





1. 水と森と空気から考える、未来
2. エネルギーから考える、未来
3. ごみと資源から考える、未来
4. いのちから考える、未来

規制対象となる石綿含有建材の拡大【令和3年4月から】

- 大気汚染防止法の改正により、石綿含有建材として代表的な「吹付け材（レベル1）」や「保温材等（レベル2）」だけでなく、一戸建て住宅でよく使用されるような壁材や床材等（レベル3）も規制対象となりました。
- 解体等工事の施工者は、建築物等を解体・改修する際には、石綿含有建材の事前調査やアスベストの飛散防止対策を適切に行う義務があります。
- 解体等工事の発注者（建築物等の所有者）は、施工者が適切に調査や作業等を行えるよう、費用負担や工期設定等について配慮する義務があります。

石綿含有建材の事前調査結果の報告制度の開始【令和4年4月から】（新規）

- 令和4年4月から、施工者が建築物等の解体・改修を行う際には、工事の着手前に石綿含有建材の事前調査結果を自治体等に報告する義務が生じます。
- 当該報告については、国が整備した電子システムにより行うことが推奨されています。

札幌市の取組み（アスベスト飛散防止パトロール）

- 大気汚染防止法の改正による規制強化等を受け、札幌市では市内の解体等工事のアスベスト飛散防止パトロールを強化しています。
- 同パトロールでは、事前調査の方法やその結果の掲示、作業方法等が適切かどうかを確認し、不備がある場合は、その場で指導を行っています。
- 令和3年度は、パトロール対象となった工事現場のうち、事前調査結果の掲示がなされていないなど約6割の現場で不備が見られました。特に一戸建て住宅などの工事を行う、比較的規模が小さな事業者で、不備が多い傾向にありました。
- 同パトロールにより、アスベストが飛散しているような事例は確認されておりませんが、ご自宅周辺の工事でアスベストに関する不安が生じた場合は、お問い合わせ先までご相談ください。

【パトロールの様子】



※ アスベストを現場で迅速に測定する機器（アスベストアナライザー）を活用しながら建築物等の内見を行っています。

お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、下記担当までお願いします。

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 林、山田
札幌市中央区北1条西2丁目（電話 011-211-2882）